

入札公告

南越清掃組合第2清掃センター煙突等解体工事について、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和3年 6月16日

南越清掃組合 管理者 奈良 俊幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南越清掃組合第2清掃センター煙突等解体工事
- (2) 工事場所 越前市勾当原町86-28
- (3) 工事概要 第2清掃センターの煙突及び関連する煙道部分の解体、並びに
避雷設備の設置

1. 煙突等解体工事

煙突 H = 50 m
構造：RC造
煙道 煙突から焼却棟間 L = 13 m
構造：鋼板製溶接構造

除染工事 1式
環境確認調査（ダイオキシン類等） 1式
避雷設備設置工事 1式
整地工事 1式

- (4) 工期 令和4年3月18日まで
- (5) 設計額 金 74,270,000 円（税抜き）

2 入札参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす3社で構成する特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）であること。

- (1) 令和3・4年度越前市指名競争入札参加資格者名簿に登載された者
- (2) 主たる営業所（建設業法第3条の営業所をいう。）の所在地が越前市内にある者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 福井県及び越前市において指名停止を受けている期間中でない者
- (5) 入札公告の日において、令和3・4年度越前市指名競争入札参加資格者名簿の解体工事のA等級に登載された者
- (6) JVの構成員の出資比率は、代表者が最大であること。
- (7) JVの構成員の最小の出資比率は、20%以上であること。
- (8) JVの構成員は、同一工事に係る他の企業体の構成員でないこと。
- (9) JVの構成員のいずれかは、建築工事において、建設業法に規定する建設業の許可を受けている者であること。
- (10) JVの構成員は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を当

該工事現場に専任で配置できること。なお、主任技術者又は監理技術者は、3ヶ月以上の継続的な雇用関係があること。

(11) J V の構成員のいずれかは、次の要件を全て満たす者であること。

(ア) 越前市と令和2年度の道路除排雪作業委託契約を締結した者

(イ) 越前市と災害時応急対策協定を締結している団体に加入している者

3 入札参加資格の確認

(1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は確認を受けられなかった者は、入札に参加することができない。

(ア) 制限付き一般競争入札参加確認申請書（様式第3号）

(イ) 配置予定の現場代理人及び監理技術者等の資格、経歴、経験等を記載した書面（様式第5号）

(ウ) 入札参加資格審査申請書（共同企業体用）（様式第3号（その1））

(エ) 共同企業体構成員（様式第3号（その2））

(オ) 共同企業体協定書

(カ) 営業所の専任技術者証明書の写し（専任技術者は現場代理人、主任技術者及び監理技術者になることができない）

(キ) 配置予定の主任技術者又は監理技術者の3ヶ月以上の継続的な雇用関係が確認できる書類等の写し

(ク) 入札参加資格に必要となる建設業許可の登録の写し

(2) 参考資料

(ケ) 「廃棄物焼却炉内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日厚生労働省基発第401号の2）」に従い、当該工事を的確かつ円滑に実施できる施工体制図（予定の施工体制台帳）

(2) 申請書等の配布方法

南越清掃組合ホームページにて配布する。（ファイルはダウンロード可能）

(3) 申請書等の受付

申請書等は持参して提出するものとする。

(ア) 受付期間

令和3年6月16日（水）から令和3年7月9日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

※書類の不備が生じることも考慮して、余裕をもって提出すること。

(イ) 受付場所

南越清掃組合第2清掃課（越前市勾当原町86-28 第2清掃センター）

(ウ) 提出部数

1部

4 入札参加資格者の決定

(1) 入札参加資格確認通知書

参加資格審査結果については、令和3年7月13日（火）付で郵送にて通知するものとする。また認められなかった者も同様同日でその旨を通知する。

(2) 確認が受けられなかった者に対する理由の説明

(ア) 確認が受けられなかった者は、南越清掃組合に対してその理由について説明を求めることができる。

(イ) アの説明を求める場合は、令和3年7月16日（金）午後5時までに書面を持参して提出するものし、郵送、電送及び電話によるものは受け付けない。

(ウ) イの書面の提出先は、南越清掃組合第2清掃課とする。

(エ) イの書面の提出があったときは、南越清掃組合は令和3年7月20日（火）までに、説明を求めた者に対して書面により回答する。

5 設計図書等の閲覧

設計図面、仕様書、工事設計書（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧期間

令和3年6月16日（水）から令和3年7月7日（水）午後5時まで

(2) 閲覧場所

南越清掃組合第2清掃課にて設計図書等のデータが入ったCD-Rを配布する。

6 質問書の受付

申請書等及び設計図書等に対する質問がある場合は、次のとおり書面により提出すること。なお、書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送及び電話によるものは受け付けない。

(1) 受付期間

令和3年6月16日（水）から令和3年7月7日（水）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

南越清掃組合第2清掃課

(3) 回答方法

質問があったときは、その回答書を次のとおり閲覧に供するものとする。

(ア) 閲覧期間

令和3年6月17日（木）から令和3年7月20日（火）午後5時まで

(イ) 閲覧場所

南越清掃組合ホームページにて公開する。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 入札日時

令和3年7月21日（水） 午前10時から（工事内訳書も同時に提出）

(2) 入札場所

南越清掃組合 第2清掃センター 3階会議室

8 入札の方法及び落札者の決定等

(1) 入札の方法及び落札者の決定は、次によるものとする。

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 最低制限価格は設定する。

(2) 入札回数は2回を限度とする。

9 工事内訳書の提出

(1) 入札参加者は、第1回の入札に際し、越前市工事費内訳書提出指針に基づき、第1回の入札金額に一致した工事費内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、金額の一致しない入札書および工事費内訳書の添付されていない入札書は、無効とする。

(2) 入札参加資格確認通知を受けた後に入札を辞退するときは、工事費内訳書を提出すること。

10 入札保証金

免除とする。

11 契約保証金

越前市契約規則に基づき次の契約保証金又は、下記の契約保証金に代わる担保の中から発注者に納付する。

(1) 国債又は地方債

(2) 契約担当者が確実と認める社債(無記名のものに限る。)

(3) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手

(4) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関に対する定期預金債権

(5) 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関の保証(公有財産売払特例入札の場合にあっては、銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は当該公有財産売払特例入札に係る電子情報処理組織を管理する事業者の保証。以下同じ。)

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

12 参加資格の取消

4(1)の確認通知の後において、入札参加資格者が次の各号の一つに該当することとなったときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当するに至ったとき。

(2) 3(1)に掲げる書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

(3) 入札参加資格者(共同企業体の構成員)が指名停止措置を受けたとき。

13 契約書作成の要否
要

14 入札の無効

この入札に参加する者に必要な資格のないもの、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行ったもの、及び工事入札心得において示した条件に違反した者のした入札は無効とする。

なお、確認を受けた者であっても、申請書提出後入札までに指名停止を受けた者及び入札時点において2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札は無効とする。

15 入札の延期等

下記の場合、当該入札を延期、中止又は内容を変更するものとする。

- (1) 入札参加資格があると認められるものがいなかった時。
- (2) 入札参加資格者全員が辞退した時。
- (3) 事故が発生した時又は不正な行為等の疑いにより公正な入札の執行を阻害されるおそれのある時若しくは阻害されたと認める時。

16 下請けを行う場合の市内業者の優先選定

請負者は、本工事の一部を下請に付する場合には、越前市内に営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。ただし、この場合の趣旨は、南越清掃組合が請負者の自由な協力を要請するものであり、請負者が要請に応じなかった場合に、請負者に対して、不利益を課すものではありません。

17 その他

- (1) 最低制限価格を下回る応札を行った業者は失格とする。
- (2) 設計書等の閲覧を期限までに行わなかった業者の応札は失格とする。
- (3) 共同企業体の名称は、〇〇(株)・(株)△△特定建設工事共同企業体とする。(工事名等
は入れないこと)
- (4) その他不明な点については、南越清掃組合第2清掃課(0778-28-1370)に照会すること。